11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う通鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第4章第1節第2款及び第87条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第六十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月九日　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	
三十三号	松山市北井門から同市余戸南まで
［略］	

［二～四　略］

路線名	区間
［同上］	
三十三号	松山市北井門から同市井門町まで
［同上］	

［二～四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十八年十二月十日から施行する。

○総務省告示第四百三十三号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第三号の二の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月九日

総務大臣　山本　早苗

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　規則第九条第一項第三号の二に規定する総務大臣が別に告示するものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　ショートメッセージサービス（携帯電話又はＰＨＳに係る端末系伝送路設備と接続された端末設備間において、電気通信番号を接続のために用いて通信文その他の情報を伝達するサービスをいう。）の提供の用に供するものであって、当該サービスのうち利用者間で送受信を行うものの提供の用に供するもの

二　音声伝送役務の提供の用に供するものであって、当該役務のうち当該役務の利用者（特定の利用者を除く。）が当該役務を利用する際、電気通信番号を認識できるもの又は直接若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うものの提供の用に供するもの

三　その他総務大臣が特に認めるもの

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百三十五号

栃木県那須塩原市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年十二月九日

法務大臣　金田　勝年

栃木県那須郡高林村大字高林百十二番地　木下良志登

○法務省告示第六百三十六号

栃木県那須塩原市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年一月十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、那須塩原市役所又は宇都宮地方法務局大田原支局に照会すること。

平成二十八年十二月九日

法務大臣　金田　勝年

栃木県那須郡狩野村大字三島十八番地　郡司　チヨ

○法務省告示第六百三十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年十二月九日

法務大臣　金田　勝年

住所　大阪府高槻市紺屋町12番1号
姜美乃　昭和55年7月15日生

住所　岡山市北区富田41番地
劉暁傑　昭和49年1月8日生

住所　群馬県前橋市日吉町4丁目16番地8
ユシンボブ・ダニエル　平成20年1月26日生

住所　横浜市鶴見区鶴見中央5丁目14番23―1106号
胡文叶　昭和62年3月26日生

住所　栃木県真岡市台町112番地10
ビクトル・マヌエル・ヨモギダ・ニシタテ　昭和54年8月10日生
バレンティノ・キヨシ・ヨモギダ・ハラダ　平成17年5月27日生
アディリアン・ヨシアキ・ヨモギダ・ハラダ　平成22年9月30日生

住所　滋賀県栗東市坊袋225番地1
白泰孝　昭和57年9月16日生

住所　大阪市東淀川区豊新4丁目19番17号
文志帆　平成元年6月1日生

住所　岡山市南区浜野4丁目3番22号
金泰煥　昭和57年6月9日生

住所　長野県諏訪郡下諏訪町6182番地4
カズヤ・ミゲエル・アサノ　平成21年5月29日生

住所　福岡県筑紫野市大字吉木2315番地45
張鑫　昭和52年7月19日生

張女火英　平成23年4月23日生

住所　岡山市東区篦279番地3
シェルノ・ファティ・ソウ　昭和62年1月30日生